

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会及び小規模店舗 WG

第1回 議事要旨

■日時：2020（令和2）年1月31日（金）10:00～12:00

■場所：都市センターホテル 5階オリオン

■議事：

1. 開会

2. 国土交通省挨拶

➤ 国土交通省住宅局建築指導課 眞鍋局長 挨拶

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会に、お運びを頂きまして誠にありがとうございます。また、高橋先生をはじめ、学識経験者の皆様方、高齢者、障害者団体の皆様方、事業者団体、建築関係団体の皆様方、また、地方公共団体や関係省庁の皆様方におかれましては、常日ごろより、建築住宅行政や建築物のバリアフリー行政に多大なるご支援、ご協力、ご意見を賜っており、厚く御礼を申し上げます。

さて、建築物のバリアフリー化につきましては、平成6年にハートビル法を制定いたしまして、それを端緒として取組みを進めてまいりました。一方、建築設計標準は実は法制定より前の昭和56年に策定し、永らく、建築物のバリアフリー設計のいわばバイブル的なものとして、建築設計の現場でお使い頂いて、建築物のバリアフリー化を進めてきた、その礎になってきたということをお負しているものでございます。

本検討会では、この建築設計標準につきまして、高齢者団体、障害者団体の皆様方より様々なご意見をこれまでも頂戴しておりますけれども、ご要望を踏まえましてテーマを3つ設定しております。

1つ目は、高齢者、障害者等の利用に配慮した小規模店舗の設計等に関する考え方や留意点を追加したいと考えております。2つ目は、重度の障害、介助者等に配慮した建築物の設計等に関する考え方、留意点の充実でございます。現在の標準にも、もちろん記述がございますが、多様なニーズに対応した記述の充実を図っていきたいということがございます。3つ目は、建築物のバリアフリーに関する優良事例の追加ということです。実際にどのような事例があるのか、優れたサンプルを記述の中に増やしまして、設計の一つのモデルとなることを期待しております。この3点について、順次ご審議を賜りたいと考えております。

今年は、2回目のパラリンピック競技大会がここ東京で開催されることとなります。パラリンピック競技大会が2度開かれるというのは初めてということだそうです。国土交通大臣赤羽大臣は、前回1964年の東京オリンピック・パラリンピック大会がレガシーとして、新幹線あるいは高速道路等のインフラを残しましたが、今年の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、まさにバリアフリー社会、共生社会をレガシーとして残すべきであると、こう申しております。私どももその大臣の指示に従いまして、本検討会を立ち上げるに至ったということでございます。

ここにお集まりの皆様方とも、今後は是非ともそのような思いを共有させて頂くべきと考えております。活発にご審議を頂き、実りある成果を取りまとめて頂くことを、是非ともお願いいたしまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

3. 委員紹介

- 委員紹介
- 座長紹介

資料1の設置要綱の第4条で記載しておりますが、今回の検討会及び小規模店舗WGは、東洋大学の高橋名誉教授に座長をお願いしております。

4. 座長挨拶

➤ 東洋大学 高橋名誉教授 座長挨拶

東洋大学の高橋と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。只今事務局の方からご指名頂きまして、座長を務めさせて頂きます。

只今、眞鍋局長からご挨拶がありました。建築設計標準も長い年月を経過しております。特に、今年は東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催年ということですが、2013年に東京大会の招致が決定しました以降、急速に国内のバリアフリー化法制度の検討が進んできています。それに合わせてここ数年、建築設計標準の改正もたびたび行っています。

2015年に、競技場、劇場関係も含めて、客席等のガイドラインを皆さまと一緒に設定させて頂き、改正させて頂いております。その後、トイレ関係や昨年度は客室関係についても改正し、公表させて頂いております。

今日は、先ほど眞鍋局長からご挨拶ありましたように、小規模店舗や重度の障害、介助者等のトイレ関係等について、様々な意味で国土交通大臣のご意見を踏まえて審議をする形になります。たくさんの方がいらっしゃいますが、限られた時間でありませうけれども、皆様の忌憚のないご意見をよろしくお願ひしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

5. 議事

(1) 本検討会及び小規模WGの設置について

(2) バリアフリー法の概要について

(3) 国土交通省住宅局におけるバリアフリーに関する取組

- 資料3 検討会及び小規模店舗WGの設置について、資料4 バリアフリー法の概要について、資料5 国土交通省住宅局におけるバリアフリーに関する取組：事務局（国土交通省住宅局建築指導課 高木推進官）より説明

・資料4については、建築分野におけるバリアフリー法の経緯及び概要、対象となる建築物、建築物移動等円滑化基準の内容、条例整備促進とその状況について概要説明。

・資料5については、建築設計標準の概要、小規模店舗に係る条例制定の要請とその状況、関係省庁及び関係業界団体への要請、小規模店舗に係るバリアフリーの実態調査結果（全体の適合率、用途別・規模別の適合率の傾向）、現在の建築設計標準における重度の障害・介助者等に配慮した設計等に関する考え方・留意点、現在掲載している設計事例集について概要説明。

(4) 関係省庁及び業界団体におけるバリアフリーに関する取組について

●資料 6-1 観光庁におけるバリアフリーに関する取組：観光庁観光産業課の高橋主査より説明

観光庁のバリアフリー化に関する取組みは2つありまして、いずれの事業につきましても、今年の東京2020パラリンピック・オリンピック競技大会に向けた事業です。

1つ目の事業が、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業で、飲食店や小売店等に対するバリアフリー化やインバウンド対応を支援する補助金です。対象となる地域は、今回のオリンピック・パラリンピック競技大会で、特に障害者の方や高齢者の方が多く訪れる地域に限定して補助を行うものです。

具体的な地域としては、地域要件に記載のように東京オリンピック・パラリンピック競技大会が所在する自治体と、ホストタウンに登録された自治体と、選手村が所在する自治体となります。現時点で対象となる自治体は、市区町村単位で約500以上となっています。補助率は3分の1補助で、主に飲食店や小売店等の多言語対応、Wi-Fi等の整備等のインバウンド対応、並びにお店の出入口の段差解消等のバリアフリー対応を支援するものです。主な事業主体としては、民間企業や地方公共団体が対象となっています。

具体的な申請方法等につきましてはこれからご案内をさせていただきますが、オリンピックに向けて、市区町村や協議会が飲食店等を含む地域の外国人の受入計画を立てて頂き、申請を行うスキームとなっています。飲食店、小売店だけではなく、観光案内所等のインバウンド対応も支援します。オリ・パラに向けた事業ですので、非常に時間がタイトの中のスケジュールになりますが、今年度中に募集を開始したいと考えております。詳細については、観光庁ホームページからご案内をさせて頂く予定です。

2つ目は、裏面のバリアフリー飲食施設ガイドの作成です。こちらについてもオリ・パラに向け、競技会場周辺において、高齢者、障害者の方が利用可能な飲食施設ガイドの作成を現在観光庁で進めています。具体的には、日本全国のオリ・パラ競技会場の周辺の飲食店について、実際に車椅子の方が調査をしています。ガイドの内容としては、実際車椅子の方がアクセスされて食事をした施設のバリアフリー情報の写真を公表する予定です。また、飲食施設までの具体的なアクセス方法として、車椅子の方が実際に移動されたルートをもとに、ご案内をさせて頂く予定です。

このガイドは、電子データや紙で配信する予定ですが、ルートにつきましては、QRコード等をつけて、実際アプリを使ってルートをご案内できるような仕組みも検討しています。オリ・パラに向け、外国人にも利用できるよう多言語対応をしたガイドとして作成しています。完成予定は春ごろを予定しています。完成しましたら、観光庁ホームページのみならず、外国人がよく見られるサイト等にも働きをかけて、公表をして頂いて、幅広く、多様な外国人の方に日本の食文化を楽しんで頂きたいと考えております。

●資料 6-2 金融庁におけるバリアフリーに関する取組：金融庁監督局 佐藤補佐より説明

1ページをご覧ください。国民生活の基盤であり、高い公共性を持つ銀行等の金融機関のサービスの提供におきまして、障害者に対する配慮は重要な視点の一つとなっております。金融庁では、銀行等の金融機関の監督上の着眼点等を定めた監督指針におきまして、障害者等に配慮した金融サービスの提供に一節を割いております。障害者等に関する各種法令を遵守してい

るか、障害者等の金融取引の利便性を向上させるよう努めているか等について主な着眼点としております。

2 ページは、今事務年度の金融行政の方針をまとめております「金融行政のこれまでの実践と今後の方針」におきまして、障害者の権利、利益が尊重されるよう、必要かつ合理的な配慮が行われる必要として、障害者への対応について、金融機関の施設・態勢の整備、現場職員への浸透の徹底を記載しております。

3 ページは、「実践と方針」の本文の抜粋です。具体的な取組みとしては、昨事務年度に障害者の利便性向上に向けた取組みについて、預金取扱金融機関及び保険会社に対してアンケート調査を実施しているほか、今事務年度には、各障害者団体と金融機関関係団体との意見交換会の開催をしています。

4 ページは、具体的な取組みの一つとして、幅広い金融機関を対象に、障害者等に配慮した取組みに関するアンケート調査を実施しています。この調査は主要行や地方銀行、信金、信組等、幅広い金融機関を対象に取組み状況についてアンケートを行ったもので、定期的に行っているものです。主な調査の内容としては、視覚障害者対応ATMの設置率、目が不自由な方への代読に関する内部規定の整備状況、預金取引に係る自筆困難者への代筆に関する内部規定の整備状況について調査を実施しています。詳細につきましてはURLの公表ページの方をご参照頂ければ幸いです。

5 ページの金融機関アンケートでは、障害者等に配慮した取組み事例を公表しています。例えば、店頭におけるサービスに関する取組みや、ATM、通帳、キャッシュカードに関する取組み、対応力向上のための取組みといったものがあり、具体的には、手話サービス、優先席、優先ATMの設置、またロールプレイングの実施といった事例があります。6 ページは、保険会社において同様のアンケートを実施しているものです。自筆困難者の方への代読に関する内部規定の整備状況等について調査を行っています。以上のように、金融機関における障害者等の配慮について、アンケートを用いて状況を確認しつつ、取組みを促しています。

7 ページは、もう一つ具体的な取組みとしまして、障害者団体と金融機関関係団体との意見交換会を行っています。店舗の設備やATM等について、障害者団体と金融機関関係団体との間で意見交換を行っており、詳細はこちらの金融庁の公表サイトのURLをご覧頂ければ幸いです。

●資料 6-3 東京都におけるバリアフリーに関する取組：

本検討会に関連する東京都の所管条例は、建築物バリアフリー条例と東京都福祉のまちづくり条例の2つがあり、それぞれを所管する担当者から取組み状況について説明。

▶ 東京都都市整備局 鈴木委員より説明

都市整備局が所管をしている条例は、バリアフリー法に基づく建築物バリアフリー条例です。店舗等に係る義務の対象となる規模を500㎡まで引き下げて取組みを進めています。

▶ 東京都福祉保健局 篠統括課長代理より説明

東京都福祉のまちづくり条例等についてご説明します。資料6-3①の東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルは、福祉のまちづくり条例の整備基準について、図解も含めて詳しく解説をするとともに、より望ましい整備についても記載しています。本日は小規模店舗に

関連するところをご紹介します。

マニュアルの12ページをご覧ください。福祉のまちづくり条例では、建築物バリアフリー条例よりも、対象の建築物の用途と規模を幅広く定め、基準への適合と届け出を求めています。表の「6 物品販売業を営む店舗等」、「14 飲食店等」、「15 サービス店舗等」の一部については、本日の検討会における小規模店舗に該当し、面積にかかわらず全て届出の対象としています。実際には建築物バリアフリー条例の対象とならない500㎡未満のものについて届出を求めています。

なお、200㎡以上の場合は、建築物バリアフリー条例と同じ整備基準ですが、200㎡未満の場合は、小規模建築物の整備基準を設けています。268ページに記載の通り、「1 基本的考え方」として、出入口、便所、敷地内の通路の3つについて、小規模建築物の実態に配慮をした基準を設けています。具体的には、出入口は有効幅80cm以上、敷地内の通路は有効幅120cm以上で、それぞれ段差がないこと、便所を設置する場合には、車椅子使用者が利用できる便所の設置を求めています。「2 対象となる用途と規模」については、200㎡未満の診療所、物販店舗、飲食店、サービス店舗等の生活に身近な店舗等が対象となります。

190ページに記載の通り、建築物バリアフリー条例と福祉のまちづくり条例の整備基準においては、利用居室等の出入口までの整備基準を定めていますが、円滑に店舗を利用するためには、店舗内についても配慮をする必要があります。そのため、店舗内の通路や座席についての必要な整備項目を設けています。この整備項目のもとになりましたのが、別冊の資料6-3②の店舗等内部のユニバーサルデザイン整備ガイドラインです。こちらのガイドラインは、整備基準への適合に加え、さらに利用しやすい店舗となるよう、店舗等内部の整備の考え方や整備イメージ図、実際の整備事例等を盛り込んでいます。誰もが店内に入り、その利用目的を達成し、かつ、わかりやすく、円滑に施設を利用できるようにするために、ご活用頂きたいと考えています。

【業界団体のバリアフリーに関する取組】

●資料6-4 コンビニストアセーフティステーション活動アンケートレポート：

日本フランチャイズチェーン協会 伊藤専務理事より説明

小規模店舗のコンビニエンスストアを代表して出席しています。

コンビニのバリアフリー化はハード面とソフト面がありますが、このセーフティステーション活動は、ソフト面での心のバリアフリーの取組です。6、7ページに総括しています。駆け込み寺的な機能として取り組んでおり、安全・安心なまちづくりに協力をしていこうということで、6ページ下から8行目に記載のように、女性、また子供の駆け込み、さらに高齢者の保護といったことについて、取り組んでいます。高齢者の保護については、9,132店で延べ1万5,300回以上の対応を行っています。また、特殊詐欺等々の被害防止にも役立っています。7ページ目に記載のように、地域との交流の「②高齢者の方に実施した特別な対応」では、高齢者に対するサービスとして、お買い物のサポートをしてあげるとか、荷物を運んであげるとか、について対応しています。「③御用聞き、配達」の時にも、様々サポートを行っており、こういう活動を15年続けているということをご認識頂ければと思います。

●資料 6-4 ローソンのバリアフリー対応：

日本フランチャイズチェーン協会（株式会社ローソン） 谷口委員より説明

ローソンのバリアフリー設計の対応についてご紹介します。コンビニ、もしくは他チェーンさんも含めてですが、まず設計については、いわゆる一般的な決め事、意匠、構造設備絡みを含めた、お店全てをつくれ、そのままお店になる、基準仕様図というものを設定しています。これをもとに全店設計に展開しているので、基準仕様図に反映しているバリアフリー思想は、全てのお店に反映されるという形になります。出店の大体7割から8割は、いわゆるフリースタンド、単独出店になりますので、ほぼ反映されます。残り2割のビルイン等と制約のあるところに関して、極力この思想を反映した店舗づくりをしているとご理解ください。

資料に記載のように、「高齢の方、妊娠している方、障害のある方等に快適で使いやすい店舗を目指してバリアフリー化を進めている」というのが我々の設計思想になります。具体的に何を反映しているかというところですが、店舗入口は1.8m幅の自動ドアを設置しています。トイレは、洋便器を基本として手すりも設置しています。またトイレの中に関しては、車椅子が転回できるように1,500mmの転回スペースを設けており、店内には段差はないという設計を基準としています。

2006年度の新店からに関しては、障害者等利用駐車場というのを必ず1台分、入口に一番近い部分に配置することを基準としています。資料には記載ないですが、2019年度の新店からは、床のタイルが滑りやすいというご指摘が多いことから、防滑性能のタイル、防滑タイルというのを採用しており、CSR値（滑り抵抗係数）でいくと0.45以上という基準のものを新しく採用し、バリアフリー化として対応しています。

●資料 6-5 ショッピングセンター管理者向けお客様対応マニュアル：

日本ショッピングセンター協会 村上委員より説明

大規模な商業施設を運営している立場として、簡単にご説明をいたします。まず最初に、ショッピングセンターの現状について説明した上で、具体的な取組をご紹介します。

ショッピングセンターは、日本にできてから約50年が経ち、現在全国に約3,200あります。近年は人口の減少、都市部への人口集中等の影響も受け、地方の古くなったショッピングセンター等を中心に、閉店の情報が散見されるような状況になっています。

最近建設された比較的新しいショッピングセンターでは、ハード面でのバリアフリー化は相当進んでいると認識をしていますが、古いショッピングセンターでは、建物の基本構造等の問題もあって、最低限のバリアフリー化しか達成できていないという現状もあり、今後これらのレベルアップを図っていくことが、当協会の課題となっています。

一方、ショッピングセンターの運営面に係る接遇の問題について、当協会では、ユニバーサルデザイン2020行動計画で推奨されている心のバリアフリーを体現し、具体的に行動することを目的として、資料6-5 接遇マニュアルを2018年5月に策定しました。接遇マニュアルは、オリ・パラの組織委員会が作成したアクセシビリティガイドラインに取り組みつつ、ショッピングセンターの中で全てのお客様が安心して快適にご利用頂ける環境づくりに取り組んで頂けるよう、施設を運営しているデベロッパー企業、ショッピングセンターの中で営業し

ている個別の運営テナントの両者が活用できるお客様対応マニュアルとして作成させて頂いております。

ショッピングセンターは立地や施設の規模、テナントの構成内容等によって、千差万別の施設になっていることから、詳細を一律に決めるのはなかなか難しいという面もあるため、接遇上、留意すべき点をあげ、各ショッピングセンターに合った個別の詳細なマニュアル化をしてもらう方法を採用しております。

施設内においては、デベロッパー企業等と運営、営業するテナント企業との連携が、非常に重要になります。そのため、日ごろからこれらの企業等に対して講習会等を開いたり、訓練等を行うことによって習得をしてもらい、よりお客様に寄り添った接遇ができるように、日々努めています。

当協会では、この接遇マニュアルを会員企業への活用促進を図るため、協会の機関誌等へ掲載を行ったり、協会の会員団体であるサービス介助士の試験団体である公益法人との連携等ととりながら、普及活動等も力を入れて行っている状況です。

●資料 6-6 外食産業における障がい者接遇マニュアル：

日本フードサービス協会 石井委員より説明

日本フードサービス協会は、いわゆるチェーン展開を志向する外食企業が会員です。具体的な業態としては、ファミリーレストラン、ファストフード、居酒屋、ディナーレストラン、喫茶店など、チェーン展開を志向する外食企業が会員です。外食産業の市場規模は、全体で約2兆5兆8,000億円と推計されていますが、当協会の会員の売り上げは、約7兆5,000億円と推計されますので、残りの約1兆8兆円が会員外の飲食店で構成されています。特徴として非常に裾野の広い業界ということが言え、家族経営の小さな飲食店、上は数千店舗の規模でチェーン展開している企業で外食産業が構成されているということです。

外食産業における障がい者接遇マニュアルは、外食産業における自主的な取り組みの一つとして、平成30年3月に、日本フードサービス業界と、飲食店で構成される全国飲食業生活衛生同業組合連合会（略称 全飲連）と一緒に作成しました。また、作成に当たり、日本補助犬協会の協力を得て完成したものです。当マニュアルは、当協会のホームページで公開されており、ダウンロードして印刷可能です。各社においては、当マニュアルを参考にして、既にある教育マニュアルの中に落とし込んだり、あるいはカスタマイズして使用して頂いています。

外食事業者においては、障害をお持ちの方が不当な差別的取り扱いを受けたり、合理的配慮の提供を拒まれたりすることのないことを念頭に取り組んでいます。障害があるないにかかわらず全ての方がお互いを尊重し合い、誰もが生き生きとした人生を過ごせるよう、共生社会の実現を目指して取り組んでいきたいと考えております。

今年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催においては、この共生社会の実現に向けて、特に多様性、共生という側面からはパラリンピックの開催に意義深いものがあるかと思いますが、外食店舗においては先ほど申し上げたように、あらゆる特性を持ったお客様を迎えることができるように、これからも接遇に心がけていきたいと考えております。

●資料 6-7 全銀協におけるバリアフリーに関する取組：全国銀行協会 辻委員より説明

全銀協では、2 ページに示す (1) ～ (3) の 3 点について、現在取り組んでいます。

3 ページに記載のように、銀行店舗や窓口における障害を持つ方々の接遇の向上を支援するために、「(1) 会員銀行向け各種支援ツールの作成、提供」を行っています。具体的には、視覚、聴覚、肢体に障害のある方々や、高齢者、妊娠されている方々等の特性に応じた、心構えやコミュニケーションの方法等、必要な配慮を記載しているバリアフリーハンドブックを銀行員向けに提供し、行内の研修等で活用されています。

そのほか、差別や職場のダイバーシティ等の人権問題について広く説明している人権研修テキストや、話し言葉によるコミュニケーションに不安があるお客様との意思疎通を円滑に図るために、共通の絵記号デザインを採用したコミュニケーションボードを作成して、会員銀行に配付しています。

4 ページ「(2) 会員銀行の取組状況等に関するアンケート調査の実施・還元」に記載のように、毎年、障害者対応等に向けたサービスに関する会員銀行の取り組みの実態を把握することを目的としたアンケート調査を実施しています。その結果や参考となる取り組み事例を会員銀行に還元するとともに、各行の取り組みを支援しています。グラフは今年度のアンケート結果から、会員銀行の施設、設備面のバリアフリー化の取り組みの状況について取りまとめたものです。

5 ページ目「(3) 障害者差別解消法等に関する講演会の開催」に記載のように、障害者差別解消法やバリアフリーに関する講演会を会員銀行向けに開催しています。バリアフリーをめぐる環境や動向等を情報提供することで、各行の意識の醸成を図っています。私も参加しましたが、今年度は、ダイバーシティ・マイノリティの尊重をテーマとして、障害者団体さん等からのご協力を頂き、講演会や実演を開催しました。全銀協ではハード面だけではなく、心のバリアフリーの推進も図ってまいりたいと考えているところです。

6 から 8 ページ、特に 7、8 ページに、バリアフリーハンドブックの拡大版を記載しています。段差をなくしましょう、通路の幅は 80 cm 以上必要です、という記載もしています。全銀協では、こうした取り組みを今後も継続し、各行の取り組みの推進を支援していきます。

(5) 現状の課題整理と検討の方向性（たたき台）

●資料 7 現状の課題整理と検討の方向性：

事務局（国土交通省住宅局建築指導課 高木推進官）より説明

- ・①小規模店舗のバリアフリー化、②重度の障害、介助者等への対応、③バリアフリーに関する優良事例の追加に分けて、現状の取組等及び検討すべき課題を整理し、建築設計標準での対応に関するたたき台について概要を説明。
- ・小規模店舗のバリアフリー化に向けた整理・検討の進め方（たたき台）の概要を説明。
 - ✓小規模店舗で想定される利用シーンに応じた課題や優良事例について関係団体にヒアリング。
 - ✓事業者団体、建築関係団体に対して、提示された課題に対する苦勞、効果的なバリアフリー対応の工夫をヒアリング。
 - ✓各ヒアリングを踏まえ、用途区分、規模区分、工事区分に応じたハードとソフト対応について取りまとめ。

- ・重度の障害、介助者等への対応に向けた整理・検討の進め方（たたき台）の概要を説明。
 - ✓標準的なスペースでの対応が困難な重度の障害者や介助者等の利用を想定し、設計標準の記述内容の充実、寸法や設備配置を記載した参考配置図の充実について検討。
 - ✓備品等による情報伝達、接遇のあり方等の記載の充実について検討。
 - ✓重度の障害、介助者等に配慮した建築物の設計等の事例調査を行う。
- ・今後の検討スケジュールの概要を説明。

建築設計標準について改正すべき内容について、検討会及び小規模店舗 WG にて議論をして頂き、2020（令和2）年度内を目途に、建築設計標準の改正を行う。

(6) 意見交換

【東洋大学 高橋座長】

- 関係団体等への質問、あるいは今の検討の方向性についてのご意見、ご要望等、何でも結構ですので、これから残り時間で意見交換を進めさせていただきます。
- 最初に、障害者団体の皆様方からご発言をよろしくお願ひしたいと思います。

【全国精神保健福祉会連合会 小幡委員代理（桶谷）】

- 今回の建築設計基準の改正に向けて、幅広く検討されていることについて、大変感謝しています。その上で、建築設計基準において、精神障害者はハード面での配慮はそれほど多くはないのかなと思ひながら話を伺っていたのですが、接遇、ソフト面に関しても検討されているということで、非常にありがたいと思ひました。
- その中で一つの観点として、明かりとか音に対して、かなり負担に感じる人たちもいますので、そういうことに関しても検討頂けたらと思ひます。

【東洋大学 高橋座長】

- 光、音の敏感な方々がたくさんいらっしゃいます。そちらへの配慮については他の団体とも少し関連してくる部分もあるかと思ひます。

【全国老人クラブ連合会 齊藤委員】

- 本日各業界からの説明をお伺ひし、大変きめ細やかに配慮して頂いていることに、厚く御礼申し上げます。また是非こういう場で、各業界の取組み状況を業界間でも共有して頂けると大変ありがたいと感じました。
- 資料7で示された今後の方向性について、異論はありません。小規模の施設、店舗にバリアフリー化を拡大していくという方向性は、中央、地方に限らず、是非、地方へも広めて頂きますようお願いいたします。
- また、今後の方向性の中で、設計事例を紹介することについて、とてもありがたいことであり、イメージもしやすいと思ひますので、是非工夫して頂きますようお願いいたします。
- 全体の方向性については賛意を申し上げます。

【東洋大学 高橋座長】

- 地方への波及の部分と、設計事例の周知をお願いしたいというご意見でした。

【日本視覚障害者団体連合会 橋井委員代理（三宅）】

- 今回、小規模店舗まで含む改正について議論をされる機会を設けられたことについて、視覚障害者として感謝申し上げます。視覚障害者は様々な店舗を利用しますが、ハード面、ソフト面、様々な

困り事が届いております。詳細についてはまた私どもからも色々な意見を出させていただきます。資料7で示された今後の方向性について、異論はございません。

- その中で二つ、最近よくある声を紹介させていただきます。小規模店舗には特に見られることですが、無人化の店舗におけるサービス面について不安の声が寄せられています。もう一つは、ICTの導入、例えばセルフレジですとか、タッチパネルによる端末でのサービス、についても日々困り事が出てきております。こうした中でも今後、意見を出させて頂ければと思っております。

【東洋大学 高橋座長】

- ICTの活用等への対応についてご意見頂きました。

【全日本ろうあ連盟 唯藤委員】

- 今回、色々な当事者の要望を取り入れて頂き、以前に比べ、色々と配慮がされていることがよくわかりました。とてもありがたく思っています。
- 最近、コンビニの店員さんに、外国人の方が増えています。筆談する際に少し困ったということがありますが、逆に外国人の店員さんの方が、コミュニケーション力が高く、聞こえない私の要望等をわざわざ聞こえないと言わなくても感じ取ってくれて、とてもスムーズという時があります。日本人の場合、そういう面が苦手なことが多く、聞こえませんと伝えると話をやめてしまいます。店員が何を言ってるのか、ずっと気になることが多いのです。
- 耳マークというのがありますが、全日本ろうあ連盟が示している手話のマークもありますので、建築設計標準に載せて頂きたいと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- 日本人より外国人とのコミュニケーションの方がいいのではないかというご指摘と、手話マークについてもあわせてご検討頂きたいというご意見です。

【全国脊髄損傷者連合会 大濱委員】

- 様々な報告を聞き、各団体で様々対応して頂いていること、これから取り組もうとしていることがよくわかり、非常に期待しています。私たち車椅子利用者にとって、やはり小規模店舗は入りづらいが、ほんのちょっとしたことで非常に使いやすくなるのではないかと。固定椅子であったり、ちょっとした段差があったりして入りづらく、いつもスロープを持ち歩かなくてはアプローチできないのが現実です。床面積300㎡以下の店舗も、対応して頂けるような態勢になればありがたい。当団体は車椅子利用者の会員が殆どであるが、みんな小規模店舗を利用したいと思っている。是非、この委員会の中で、きちんと検討を進めて頂きたい。

【東洋大学 高橋座長】

- ほんのちょっとしたことで使いやすくなること、床面積300㎡以下のちょうどコンビニエンスストアより小規模な店舗に対するご意見です。

【DPI 日本会議 佐藤（聡）委員】

- このような素晴らしい検討会を設けて頂き、ありがとうございます。国交省をはじめ関係省庁の方、そして、業界団体の皆様に本当に感謝申し上げます。
- 日本では、私たち車椅子で2、3人集まりご飯を食べに行こうという時に、ほとんど入れるところがありません。私たちの事務所は神保町ですが、街全体で行ける場所は数件なので、行くところはいつも同じところになり、飽きてしまっているが、そこしか行けないという状況です。
- 一方でアメリカでは、本当に小さいお店でもどこでも車椅子で入れます。日本では、入れるかどうか

かでお店を選んでいますが、アメリカでは、自分が何を食べたいかでお店を選べます。人間はこんなに自由だったのかと、アメリカに行って初めて気がつきました。アメリカだけでなく、コスタリカという小さい国に行く機会がありましたが、田舎のレストランでも入れて、しかも車椅子で入れるトイレが1つあります。なぜそんな田舎のところまで入れる店があるかということ、法律で定められているということでした。

- アメリカも同じで、都市部だけでなく、車で回った時に、人口数百人ぐらいの小さい街のレストランも、必ず車椅子で入れるルートがあって、テーブルも車椅子で入れるテーブルが設けてある。本当に誰でも使えるような、そういう街でした。是非日本もそういうふうになってほしいと思います。
- 昨年、私たちの団体が差別解消法の見直しに向けて、差別の事例を全国で集めました。主に障害を持っている方から、500ぐらい事例が集まりましたが、その中で一番差別を受けたと思ったことが多かった分野が飲食店でした。差別的取り扱いをしないということ、合理的配慮を提供することが、差別解消法では求められていますが、これを的確にやるために、環境整備、バリアフリー化というものが必要になります。
- 検討の方向性については、とてもよいと思いますが、3つ、私から提案があります。1つ目は、実際に日本の店舗というのはどのぐらいの床面積のものが、どのぐらいの比率であるのかという全体の分布を知りたいと思います。例えば、床面積300㎡以下がひとくくりでなっていますが、おそらく100㎡未満の店舗が一番多いのではないかと。したがって、100㎡未満、200㎡未満等、100㎡単位とし、500㎡以上はまとめていいかもしれませんが、具体的に床面積100㎡単位で、大体日本のお店の何%ぐらいが分布するのかというのを是非調べて頂きたいと思います。それにより、主にどの分野に対して、どのように決めていけばいいかということがわかってくると思います。
- 2つ目は、バリアフリーの整備基準について、床面積の規模に応じて決めてもいいのではないかと。例えば、100㎡未満で狭ければトイレはあった方がよいが設置はなかなか難しい。もう少し床面積の広いところから、車椅子利用者用トイレの基準をつくるという考え方もあるのではないかと。広くて介助者も入れるトイレがベストだが、小さい店舗でそれは求めるのは難しい。例えば、200㎡未満で小さい店舗であれば、手動車椅子程度が入れる簡易多機能トイレでもよい等、トイレも規模に応じて考えてもいいのではないかと。例えば一番小さい店舗であれば、ドア幅、段差の解消、椅子を可動にする、テーブルは使えるテーブルを設けるからスタートし、広くなれば車椅子利用者用トイレを基準に入れていくという考え方ではどうかと思います。
- 3つ目は、バリアフリー法は床面積の合計2,000㎡以上の特別特定建築物についてバリアフリー整備義務がありますが、残念ながら共用部分の整備義務だけで、店舗内の義務がありません。そのため、例えば、豊洲の新市場にできたお店は、新しくできたのに車椅子で利用できるお店が3割ぐらいしかないと友人に聞きました。店舗内の基準がないから結果的に使えないのです。特別特定建築物の店舗内のバリアフリー整備基準というものが必要ではないかと思います。それも是非あわせて検討頂きたいと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- 何を食べたいかでお店づくりということを最初にお話し頂きました。そして要望として、3点挙げられました。1つ目は、床面積の分布と、特に100㎡未満の店舗がどのくらいあるのかを明らかにすること。2つ目は、整備基準について規模ごとで決めてほしいということ。ここ

には用途の問題も入ってくるかもしれません。3点目は、今、義務化の対象となっている特別特定建築物について、共用部分だけでなく店舗内についても対象とするということ。設計標準では、考え方を示しているところですが、また皆さんで議論していきたいと思います。

【日本発達障害ネットワーク 三澤委員】

- 今回、様々な視点でご検討頂いていますが、発達障害の特性上としては様々な感覚の過敏性の問題があります。視覚、聴覚、嗅覚、味覚等の過敏に関する障害の理解をして頂くためには、今回お示し頂きましたソフト面の充実が重要ではないかと思えます。
- 当事者、家族を含め、食べたいところ、行きたいところ、利用したいところに安全で安心して参加ができることを求めています。そのためには、ハード面の整備だけではなく、心のバリアフリーという側面から考えて、安心して利用ができる、接遇対応面で対応して頂ける方がいるところが大きなポイントになってくると思います。共生社会に向けて社会参加を促進するため、こういった視点についても是非、今後検討頂ければありがたいと考えています。

【東洋大学 高橋座長】

- 各団体からの要望等も全て、関係してくると思いますが、ソフト面の充実へのご指摘でした。

【日本身体障害者団体連合会 本宮委員】

- 身体障害者を代表して出席しています。私自身は、怪我により昨年1年間、車椅子生活をし、いかに不自由であるかを体験しました。例えば、コンビニであれば、自動ドアのあるところ、飲食店であれば前もってバリアフリーのお店を調べていくということをしました。
- 身体障害者に優しい街は高齢者にも優しいと考えます。今後、高齢者が増加し人口減少が進むと思われるので、是非ともバリアフリーが集客の目玉、売り物になるようにして頂きたいと思えます。

【東洋大学 高橋座長】

- 身体障害の方々に優しい街は、高齢者も含めて全ての方々に優しいというご指摘でした。
- 障害者団体からご発言を頂きましたが、そのほかの皆様方にも遠慮なくご発言を頂きたいと思えます。特に、今日議論して承諾を頂きたいのが、最後にご説明ありました「資料7 課題の整理と検討の方向性」です。たたき台ということですが、先ほどのご発言では方向性について特に異論はないのご意見が多かったと思えます。また、この場への感謝も多かったと思えます。課題の中で幾つか論点が出てくるかもしれません。D P I の佐藤委員のご発言にあったように、用途の問題、規模区分をどうするか。法で義務化されているのは2,000㎡以上だが、それ以下について、現在は小規模や中規模という扱いはありません。現実的には1,000㎡、あるいは1,500㎡位でも、場合によっては4、5階建てぐらいの建物にもなることも想定されますが、幾つか区分けをしながらガイドライン、設計標準を示していくかということも大事かもしれません。
- 小規模店舗をそれぞれ個別に扱うということと、場合によっては商店街でトータルに考えていく等、どこまで議論できるかわかりませんが、必要な議論の方向性としてあるかもしれません。
- 今日は第1回ですので、関係団体、業界の方々も遠慮なく、これからの方向性について、ご意見、ご質問をお願いします。
- はい、日本医師会の江澤先生がご発言されたいということですが、現在日本医師会には委員の要請を行っているところです。今日の段階ではまだ決まっていませんので、オブザーバー的な参加ということになりますが、日本医師会の江澤様よりご発言を頂きたいと思えます。

【日本医師会 江澤常任理事】

- この取り組みを進めるべきとの大前提で申し上げます。小規模店舗において、特にハードで対応できることと、全ては対応できないかもしれないという中で、大事なのは、ソフトをハードは補えないが、ハードはソフトの工夫で十分補うことできる。「ハードが生きたものとなっているか」という視点が大事で、ハードとソフトが融合して初めてバリアフリーが完成すると思っています。
- 私は 20 数年前から、自分の病院施設について、設計、デザイン、要介護者の補助具と、全て自分でオリジナルなものを開発してきました。その際、例えば車椅子に対応した規模やスペースがあるだけでなく、それに加えて機能性がどうかという視点が大事です。一つの事例で申し上げますと、トイレで車椅子の人がいかに介助者なしで使用できるかについて、便器の前に、開発した折りたたみ式の手すりとテーブルを設置しています。それにより次のポジショニングを踏まえた、体重移動を考慮した無理のないトランスファーが実現できます。この考え方を全てに応用し、要介護の 5 の方も機械のお風呂を使わずに全員、ヒノキの個浴でお湯につかって頂いております。
- 人の動きについては、できれば国民全員で共有するべきことだと思っていますが、例えば、介助者が介助者の脇を持ってまっすぐ上にと考えても、人間はそういうふうに絶対動きません。寝ている方も、横向きにして起こす時も、まっすぐ起きなくて、頭の動線は手前から上方に向かって、ゆるやかな円弧を描きます。したがって、常に頭の動線をイメージしながら、その体重だとか含めて、無理のないトランスファーを考えなくてはなりません。おそらく、ハードだけでなく、実際には店舗のスタッフ等が介助する現場も多々あるのではないかと。接遇に加えて、そういった人の動きのような基本的なことは、そんなに難しいことではないので、人間工学というか、動きを含めて、それが適正にマッチしているかどうか、より機能性を担保したものが需要ではないかと思います。こうした人の動き等について令和 2 年から、小学校、中学校、高校で教育に取り入れられる予定と聞いており、非常に歓迎します。
- 照明について、病院の一般的な建築は間接照明が多いのですが、入院患者は大体 75 歳から、慢性期になれば 85 歳、90 歳の方が多く、100 歳の方もいらっしゃいます。高齢になると暗く見えるので、適度な照度というのも必要だと思います。ご本人にとっての生きたハードというのを、是非今後、いろんな実践も含めて、検討して頂きたいと思います。
- ハードとソフトをどううまくかみ合わせるかということと、理想的には、仕事場だからではなくて、全国民が思いやりを持って、そういった人をどう支えていくのかということについて、常日ごろから意識を高めていくことを、あわせてお願いしたいと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- ソフトはハードを補えない、ハードはソフトを補えるけれどもものご意見について、確かにそういう部分もあるかと思います。そういうことも含めたハードとソフトの連携、そして、バリアフリーのスペースについても、想像力を働かせて機能性も加味したものをつくること、次の動作を考えた空間づくりが必要とのご指摘でした。

【日本女子大学 佐藤（克）委員】

- 地方自治体のバリアフリー基本構想策定に関わっています。その中で、バリアフリー法の中の用語である「生活関連施設」、「生活関連経路」について、障害者団体等の委員の方から、生活関連と言っているながら、我々の生活には余り関係のない、普段そんなに頻繁に行かないようなところが施設として設定され、そこまでの経路は一生懸命バリアフリー化取り組んでいる。生活関連とはそういう

う意味でいいのか、という意見が最近よく聞かれます。小規模店舗のバリアフリー化に関して、義務基準まではいかないまでも、設計標準として整理されるということは、バリアフリー基本構想策定の際に、小規模店舗を生活関連施設として指定することに対してのバックアップになるのではないかと非常に期待しています。

- D P I の佐藤委員の発言にありましたように、面積規模あるいは店舗用途、あるいは同じ用途であってもその店舗のつくり方、店舗形態によっても配慮すべきところは色々変わってくるのだらうと思います。その辺が整理されることを期待しております。

【東洋大学 高橋座長】

- バリアフリー法、基本構想の中の生活関連施設について、生活に密着したような施設としての整備がこのガイドラインの中で求められていることについて、十分注意を傾けて頂きたいというご意見でした。

【全日本ろうあ連盟 唯藤委員】

- 資料を読んでうれしかった書き方が1つありました。それは、資料6-6にある外食における対応です。手話通訳と一緒にいる場合、相手は手話通訳に向けて、色々説明とか資料を出したりされるということが多々あります。介護ヘルパーの付き添いの時も、高齢者がメインなのに、高齢者に直接聞かずに介護者の方に聞いたり、アドバイス等言われることがあります。資料には、介助者ではなくお客様本人に向けて、色々対応するというような書きぶりがありました。それはとてもうれしい書き方でしたので、一言申し上げました。

【不動産協会 吉田委員】

- 私をご覧の通り車椅子です。脊髄の病気をして車椅子になった20数年前は、東京駅で新幹線に乗りかえるのにバックヤードを通らなくてはならないとか、成田も事務所の中を歩いていかななくてはならなかったという状況から考えますと、この20年間で非常にバリアフリー化が進んだというのを実感しています。
- 店舗で考える時には、大きいところだけでなく、小さい店舗でもちょっとした工夫はたくさんあります。実は入口の前の段差は簡単にクリアできたり、トイレのドアの形状をちょっと変えるだけで全然余裕なのに、というところもたくさんありますので、そんなにお金かけなくてもこんなところまでできるというアイデア集みたいなのがあると、かなり変わってくると思います。
- インバウンドも増えており、オリ・パラも予定されていますが、障害者の人が来た時に、日本は今、対応できるインフラが少ないです。アメリカでは、旅行に行ったらレンタカーに手動のハンドルをつけてくれるため、どこでも行けますが、そういうサービス等、まだ足りないところもあります。やはりたくさんあちこち回るとなった際には、そのあたりも押さえていかないと、日本はまだまだこの世界では遅れているという印象だけ持って帰られる可能性が高いと思います。あと半年しかないとは思いますが、その辺はしっかりとやって頂くとともに、私どももご協力していきたいと思えます。

【東洋大学 高橋座長】

- 是非ご体験された店舗や商業施設についての事例をご紹介頂ければと思います。事例集について、アイデアも含めたような取り扱いをお願いしたいというご意見でした。

【全国老人クラブ連合会 齊藤委員】

- 先ほど日本医師会の江澤先生から、明るさ、照度という問題のお話がありました。小規模店舗の話

から離れてしまいますが、最近のビジネスホテルは非常に明るいという印象を持っています。一方で、立派なホテルほど間接照明が多くて、ゴージャスには見えますが、部屋の中で何か明るさに頼らなくてはならない時に、ものすごく不便だなと思うことがしばしばあるのです。何かホテルとして、一定の基準みたいなものがあるのか、お聞かせ頂ければありがたいと思います。

【日本ホテル協会 岩佐委員】

- 照度につきましては、旅館業法の体系や条例等で最低の基準があり、具体的な数値は今すぐに申し上げられませんが、何ルクス以上というふうに定められていたかと思います。ご指摘のように、特に最近の高級ホテルは、ロビーや廊下など照度を抑えているホテルが多く、私も暗いと感じることがございます。パブリックスペースのトイレも同様で、一旦中に入りますと、出入口がどこだったのかと、迷うようなこともあります。高級ホテルの館内が暗いのは、世界的な傾向でもあるのかなと思います。
- 他にもレストランでメニューを見る時に、デザイン性を重視しているためなのか、メニューの文字の色が濃いグレーであったり、小さい文字で書かれていたりしますと、読みづらいと感じることがあります。私はメニューが見にくい時は、「明かりを持ってきてください。」と言って頼むこともありますので、全体的に暗いと感じている方も多いと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- 2020を迎えて大規模なホテルが建設中ですし、2,000㎡未満の宿泊関係、簡易的なもの等様々なものがあります。今回はその宿泊施設がメインではありませんが、共通的な設計標準にしていかなければいけないと思います。

【東京大学 松田委員】

- 今回、色々素晴らしい取り組みを聞かせて頂き、ありがとうございました。特に、日本フランチャイズチェーン協会様の方からバリアフリー対応のお話を聞きまして、接遇の話も素晴らしく、ローソンのバリアフリー対応にも非常に感銘を受けました。
- 自治体のUD計画の策定あるいは、福祉のまちづくり条例の推進などの議論の際に、車椅子でも使える公共トイレをどのように増やしていくかという話題が必ず出ますが、皆さん使われるかというのと、なかなか使いたくないという方が多いです。例えば公園のトイレであれば、管理状態がよくない場合があるというのが理由です。また屋外の公共トイレの場合、そもそも居心地があまりよくないということがあると思います。コンビニエンスストアは、ほぼ、街のインフラとなっており、こういうようなところが増えていくというのは、公共ではなかなか難しい、きめ細かなサービスを担われていると強く感じました。2つ教えて欲しいのですが、ローソンのバリアフリー対応されているお手洗い、あるいはこういうトイレがある店舗というのは、何らかの形でどちらにあるかがわかるような情報提供をされているのでしょうか。もう一つは、他のチェーン店さんでもこのような取組をされていることというのはあるのでしょうか。

【日本フランチャイズチェーン協会 谷口委員】

- 多目的トイレに関しては、実は当初データがなかったので全店調査しまして、全国で約5,400店舗対応できているということがわかりました。これは弊社のホームページで店舗検索する時に、サービス内容の記載として多目的トイレも表示しております。弊社のホームページの店舗検索を見て頂ければ、あるかないかご判断頂けると思います。
- 他チェーンさんとは直接コミュニケーションするケースはなかなかありませんが、実際見ている範

圏では、やはり同じような取組がされているという認識をしています。

【日本フランチャイズチェーン協会 伊藤専務理事】

- 他チェーンにつきましても、フリースタンドの店舗については、ローソン様とほぼ同様の仕様です。併せて各社も同様に HP 等で公表しています。このようにコンビニエンスストアにおいてはかなりバリアフリーの店舗が増えてきていると申し上げることができるかと思えます。

【東洋大学 高橋座長】

- ありがとうございます。ほかにご発言ありますでしょうか。大体よろしいでしょうか。
- 検討会開催後に、進め方、まとめ方についての追加のご質問、ご意見等を頂くことができる形になっておりますので、後ほど事務局からご説明頂ければと思います。
- 第1回検討会及び小規模店舗 WG ということで、これからの取組の方向について議論をさせていただきました。2018年に行われた小規模店舗の調査を踏まえて、たくさんの課題が出てきております。それも含めて今後の検討の方向性についてご説明顶きました。特に資料7の2ページ目のところに整理されているように、用途区分、規模区分、工事区分や、地方公共団体が進めているような地方条例での取組と、業界団体が自主的に進めている取組を踏まえて整理が必要になってくるだろうと思います。
- 今日には本当にたくさんの業界の方々にご出席顶きました。先ほど佐藤委員より日常生活関連施設というお話がありましたけれども、生活に密着した施設ばかりですので、よりよい設計標準になっていくのではないかと期待をしています。
- では、今日の意見交換については、ほぼ定刻どおりになってまいりましたのでこのあたりで収束させていただきます。次の日程等も含めて今後の方向について、事務局に戻しますので、よろしくお願ひします。

6. その他

- 追加意見の提出様式について事務局から説明。追加意見については2月12日締め切りとする。
- 次回については来年度の開催を予定。改めて事務局よりご連絡を差し上げる予定。
- 本日の資料については、国土交通省のホームページに掲載。議事要旨については、委員の皆様にご確認の上、国土交通省のホームページに掲載の予定。

【国土交通省住宅局 建築指導課長谷川課長】

- 国土交通省住宅局の担当課長の長谷川です。まずは本日、委員の皆様方、それからオブザーバーの皆様方、ご出席頂きまして、本当にありがとうございます。
- 建築物のバリアフリーの関係では、これだけ様々な立場の皆様方が一堂に会するのは、おそらく今回が初めてなのではないかと思えます。この先、色々論点になってくるところがあるかと思えますが、こうした検討会で一番大事なことは、皆様方それぞれのお立場で、思いであるとか悩みであるとか、あるいは逆にいろんなアイデアがあるかと思えますので、それを全てテーブルの前に一旦出して頂き、その上で議論をさせて頂くことが重要な点だと思います。私どももなるべく、この検討会は皆様方に十分な発言を頂けるような環境づくりに努めてまいりますが、おそらくは時間が短いというようなところも色々、今後も出てくるかと思えます。そうした場合には私ども事務局の方に、ちょっと色々話をしたいというようなことを言って頂ければ、事務局としてきちんと話を伺わせ

て頂きますので、是非気軽にお声かけを頂ければと思います。

- また、業界関係の皆様方におかれましては、国土交通省で直接というのはちょっと気が引けるというようなことがあれば、オブザーバーの関係省庁様を通じて、また色々ご意見をという形でも構いませんので、何か気になる点がございましたら、どんなタイミングでも結構ですので、積極的にご意見、あるいは色々な考えを伺えればありがたいというふうに考えておりますので、今後とも引き続きよろしくお願いいたします。

7. 閉会

以上